新旧対照表

（下線＿＿は変更部分）

京王プラザホテルエグゼクティブカード会員特約 ＜ＤＣ＞		
改正案	現行	改正理由
第１条（カードの発行および名称） １．本特約に定めるカードは、株式会社京王パスポートクラブ（以下「京王パスポートクラブ」といいます。）、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）および株式会社京王プラザホテル（以下「京王プラザホテル」といいます。）が提携して発行するものです。 ２．前項のカードの名称は「京王パスポートＤＣ京王プラザホテルエグゼクティブカード」（以下「本カード」といいます。）と称します。	第１条（カードの発行および名称） 1. 本特約に定めるカードは、株式会社京王パスポートクラブ（以下「京王パスポートクラブ」といいます。）および三菱 UFJ ニコス株式会社 （以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）と株式会社京王プラザホテル （以下「京王プラザホテル」といいます。）が提携して発行するものであって、「京王パスポートＤＣカード会員特約」第１条１項で定める 「京王パスポートＤＣカード」に、京王プラザホテルにおける特典およびサービスを受ける権利を付加したものをいいます。 2. 前項のカードの名称は「京王パスポートＤＣ京王プラザホテルエグゼクティブカード」(以下「本カード」といいます。）と称します。	文言修正
第２条（入会の方法および会員） １．入会申込者は、本特約、「エグゼクティブカード会員規約」、「プラザ THANKS プログラム利用規約」、「京王パスポート DC カード会員特約」および「DC 個人会員規約」（以下総称して「本規約」といいます。）を承認のうえ、京王プラザホテルを通じて京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコスに申し込むものとします。尚、本カードの入会申込者および次項に定める会員は「京王パスポート DC カード会員特約」上の「本カード」を「京王パスポートＤＣ京王プラザホテルエグゼクティブカード」と読み替えるものとします。 ２．本カードの会員（以下「会員」といいます。）は、京王プラザホテル、京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコス（以下併せて「三社」といいます。）が会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格（以下「本カード会員資格」といいます。）と京王プラザホテルの会員資格（以下、「京王プラザホテル会員資格」といいます。）、京王パスポートクラブの会員資格（以下「京王パスポートクラブ会員資格」といいます。）および三菱 UFJ ニコスの会員資格（以下「三菱 UFJ ニコス会員資格」といいます。）を有するものとします。	第２条（入会の方法および会員） 1. 入会申込者は、本特約および京王パスポート DC カード会員特約および DC 個人会員規約を承認のうえ、京王プラザホテルを通じて京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコスに申し込むものとします。尚、本カードの入会申込者および次項に定める会員は京王パスポート DC カード会員特約上の「本カード」を「京王パスポートＤＣ京王プラザホテルエグゼクティブカード」と読み替えるものとします。 2. 本カードの会員(以下「会員」といいます。）は、京王プラザホテル、京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコス（以下併せて「三社」といいます。）が本人会員または家族会員として入会を認めた者とし、本特約に基づく資格(以下「本カード会員資格」といいます。）と京王プラザホテルの会員資格（以下、「京王プラザホテル会員資格」といいます。）、京王パスポートクラブの会員資格（以下「京王パスポートクラブ会員資格」といいます。）、三菱 UFJ ニコスの会員資格（以下「三菱 UFJ ニコス会員資格」といいます。）を有するものとします。	承認規約の追加 文言修正
第３条（三社のサービス等の利用） １．本カードに付帯するサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、三社が提供する機能およびサービスを受ける場合、本規約に定める方法により利用するものとします。 （１）京王プラザホテルが提供するプラザ THANKS プログラム等 （２）京王パスポートクラブが提供する京王ポイントサービス等の機能 （３）三菱 UFJ ニコスが提供するショッピング、キャッシングサービスおよびカードローン ２．会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、三社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。	第３条（特典およびサービスの利用） 会員は、京王プラザホテルが提供する特典およびサービスを受ける場合、京王プラザホテル所定の方法でその提供を受けるものとします。 （新設） （新設） （新設） （新設）	条文変更 提供サービスの明確化 問合せ先の明確化
第４条（会員資格の喪失） 会員は、退会を申し出た場合、または三社のいずれかから、第２条第２項に定める各社会員資格を取り消された場合には、すべての会員としての資格を喪失させることができるものとし、本カードを三菱 UFJ ニコスに速やかに返却するものとします。 （削除） （削除） （削除） （削除）	第４条（会員資格の喪失） 1. 三社は、会員が次の事項のいずれかに該当し、本カード会員資格を有するものとして不適格と判断した場合は、本カード会員資格を喪失させることができるものとします。 (1) 会員が本カードの退会を申し出た場合 (2) 会員が京王パスポートクラブ会員資格または三菱 UFJ ニコス会員資格を喪失した場合 (3) 会員が京王プラザホテルの各種約款または規約に違反した場合 (4) 京王プラザホテルが会員にふさわしくないと認めた場合	文言修正 （１）～（４）の削除

（削除） （削除） （削除）	2. 会員が本カード会員資格を喪失した場合、京王プラザホテルから提供される特典、サービスを利用する権利を喪失するものとします。 3. 会員が本カード会員資格を喪失した場合、三社は、それぞれが管理する以下の会員資格を取消すことができるものとします。 （1）三菱 UFJ ニコス：三菱 UFJ ニコス会員資格 （2）京王パスポートクラブ：京王パスポートクラブ会員資格 （3）京王プラザホテル：京王プラザホテル会員資格 4. 会員は、三社のうち、いずれかが本カードの返還を求めた場合、返還を求められた本カードすべてを直ちに三菱 UFJ ニコスへ返還するものとします。	２項～４項の削除
第 5 条（京王プラザホテルに対する会員情報の提供と利用の同意） 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、三菱 UFJ ニコスが京王プラザホテルに対し個人情報を提供し、京王プラザホテルが保護措置を講じたうえで、それを利用することに同意します。 （1）提供する情報 ①入会申込書および入会後に提出した届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項 ②入会の事実および三菱 UFJ ニコス会員資格喪失の事実（理由を除く） ③本カード会員番号 ④本カードの利用情報（信用情報除く） （2）利用目的 ①京王プラザホテルが行う会員向け特典サービスの提供 ②京王プラザホテルにおける会員の利用動向調査および新商品開発のため ③京王プラザホテルチェーンの各種ご優待、各商品プラン・イベント情報の送付等、または E メール等の電磁的方法による配信等、営業案内のため。ただし、会員が当該案内について中止を申し出た場合、京王プラザホテルは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は京王プラザホテルが指定する窓口に連絡するものとします。）	第 5 条（京王プラザホテルに対する会員情報の提供と利用の同意） 会員および入会申込者（以下併せて「会員等」といいます。）は、三菱 UFJ ニコスが京王プラザホテルに対し個人情報を提供し、京王プラザホテルがそれを利用することに同意します (1)提供する情報 ①入会申込書および入会後に提出した届出書等の記載事項 ②入会の事実および三菱 UFJ ニコス会員資格喪失の事実（理由を除く） ③本カード会員番号 ④本カードの利用情報（信用情報除く） (2)利用目的 ①京王プラザホテルが行う会員向け特典サービスの提供 ②京王プラザホテルにおける会員等の利用動向調査および新商品開発のため ③京王プラザホテルチェーンの会員誌、各種ご優待、各商品プラン・イベント情報の送付等、営業案内のため。ただし、会員が当該案内について中止を申し出た場合、京王プラザホテルは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は京王プラザホテルが指定した下記に定める窓口に連絡するものとします。）	文言追記 文言追記
第 6 条（三菱 UFJ ニコスに対する会員情報の提供と利用の同意） 会員等は次のとおり、京王プラザホテルが保護措置を講じたうえで、三菱 UFJ ニコスに対し個人情報を提供し、三菱 UFJ ニコスがそれを利用することに同意します。 （1）提供する情報 ①京王プラザホテル顧客番号 ②入会後に提出した届出書等の記載事項 （2）利用目的 ①発行するカードに印字を行うため ②三菱 UFJ ニコス会員管理のため ③三菱 UFJ ニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供のため	第 6 条（三菱 UFJ ニコスに対する会員情報の提供と利用の同意） 会員等は次のとおり、京王プラザホテルが三菱 UFJ ニコスに対し個人情報を提供し、三菱 UFJ ニコスがそれを利用することに同意します。 (1)提供する情報 ①京王プラザホテル顧客番号 ②入会後に提出した届出書等の記載事項 (2)利用目的 ①発行するカードに印字を行うため ②三菱 UFJ ニコス会員管理のため ③三菱 UFJ ニコス所定の本カードに付帯する会員向けサービスの提供のため	文言追記
第 7 条（個人情報保護） 1．京王プラザホテルは、業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供するものとします。 2．京王プラザホテルは、会員情報の利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。なお、京王プラザホテルでは、個人情報保護の徹底を推進する管理者として個人情報保護管理責任者を設置しております。	第 7 条（個人情報保護） 1. 京王プラザホテルは、業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供するものとします。 2. 京王プラザホテルは、会員情報の利用については個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。なお、京王プラザホテルでは、個人情報保護の徹底を推進する管理者として個人情報管理責任者を設置しております。	

３．会員は、京王プラザホテルに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。	3.　会員は、京王プラザホテルに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。	
（削除）	第８条(プラザ THANKS ポイント) プラザ THANKS ポイントシステムに係る詳細については、別途京王プラザホテルが定めるプラザ THANKS ポイント規約に従うものとします。	条削除
第８条（カード発行の継続、廃止） カード発行の継続、廃止については三社がこれを決定します。なお、本カードを廃止する場合、その旨を廃止の１ヶ月前までに会員に通知します。	第９条(カード発行の継続、廃止) カードの発行の継続、廃止については京王プラザホテル、京王パスポートクラブおよび三菱 UFJ ニコスがこれを決定します。なお、本カードを廃止する場合、本カードを廃止する旨について、廃止の１ヶ月前までに会員に通知します。	条番号繰り上げ 文言修正
第９条（適用） １．本特約に定めのない事項については、「エグゼクティブカード会員規約」、「プラザ THANKS プログラム利用規約」、「京王パスポート DC カード会員特約」および「DC 個人会員規約」が適用されるものとし、本特約と「エグゼクティブカード会員規約」、「プラザ THANKS プログラム利用規約」、「京王パスポート DC カード会員特約」、または「DC 個人会員規約」の間で抵触のある場合には、本特約が優先されるものとします。 ２．京王プラザホテルが本特約の変更を行う場合、本特約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の１ヶ月前までに、京王プラザホテルホームページに掲載します。 ３．前項に定める変更の後、本特約の効力発生日以降に会員が本カードを使用した時は、本特約の変更に同意したものとします。 ●お問い合わせ窓口 会員の個人情報に関するお問い合わせについては、下記にご連絡ください。 ＜京王プラザホテル窓口＞ 株式会社京王プラザホテル 会員事務局 〒160－8330　東京都新宿区西新宿２－２－１ 電話 03－5322－8020 ＜京王パスポートクラブ窓口＞ 株式会社京王パスポートクラブ　コールセンター 〒151－0072　東京都渋谷区幡ヶ谷１－２－２ 電話 03－3375－5550(代表) ＜三菱 UFJ ニコス窓口＞ 三菱 UFJ ニコスの個人情報に関するお問い合わせ窓口については、DC 個人会員規約にて掲載しております。	第 10 条(本特約の変更など) 1.　本特約に定めのない事項については、京王パスポート DC カード会員特約および DC 個人会員規約が適用されるものとし、本特約と京王パスポート DC カード会員特約、または DC 個人会員規約の間で抵触のある場合には、本特約が優先されるものとします。 2.　京王プラザホテルが本特約の変更を行う場合、本特約を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の１ヶ月前までに、京王プラザホテルホームページに掲載します。 3.　前項に定める変更の後、本特約の効力発生日以降に会員が本カードを利用したときは、本特約の変更に同意したものとみなします。 ●お問合せ窓口 会員の個人情報に関するお問合せについては、下記にご連絡ください。 <京王プラザホテル窓口> 株式会社京王プラザホテル 会員事務局 〒160 - 8330 東京都新宿区西新宿２ - ２ - １ 電話 03 - 3344 - 0111 <京王パスポートクラブ窓口> 株式会社京王パスポートクラブ　コールセンター 〒151－0072　東京都渋谷区幡ヶ谷１－２－２ 電話　03 - 3375 - 5550(代表) <三菱 UFJ ニコス窓口> 三菱 UFJ ニコスの個人情報に関するお問い合わせ窓口については、DC 個人会員規約にて掲載しております。	条番号繰り上げ、条文修正 同意範囲の拡大 問合せ先変更

以　　上